

労働判例研究

労働判例研究会

林 誠司

194

JR採用候補者名簿不記載による不法行為における損害と賠償請求権の消滅時効起算点

鉄道建設・運輸施設整備支援機構事件国労第一次訴訟控訴審判決

東京高裁判平成二一年三月二五日判決、平一七(ネ)五〇一四号・平成一八(ネ)五四二六号、各雇用関係存在確認等請求控訴、民事訴訟法二六〇条二項に基づく申立事件
労判九八四号四八頁、労旬一七〇八号六〇頁、判時二〇五三号一二七頁。
原審：東京地判平成一七年九月一五日

事実の概要

本件は、国鉄民営化時の組合差別によるJR各社採用候補者名簿への不記載を理由に組合員からY(鉄道建設・運輸施設整備支援機構)に対し提起された一連の訴訟に関する初の高裁判決である。

本件では争点の一つとして、組合員の賠償請求権の時効起算点(民法七二四条前段)が問題となった。この問題は損害を如何に把握するか、さらに加害行為と不採用の因果関係を認めるべきかとの問題とも密接に関連する。本稿は右問題につき民事実体法の視点から理論的整理を試みる。【研究】では、同種の裁判例を概観し(一)、被害者利益・損害につき加えた考察(二)を基に、本件での起算点につき従来の判例と整合的な理解を探る(三)。因果関係論等にも若干触れる(四)。

昭和六二年の国鉄民営化に関し、いわゆる改革法は承継法人の採用手続につき、国鉄が採用を希望する国鉄職員から承継法人の設立委員が示した採用基準に従い候補者を選定して候補者名簿を作成する、名簿記載者のうち設立委員から採用通知を受けた国鉄職員は採用される等と定めていた。

国労組合員Xらは、各々希望するJR北海道、JR東日本、JR九州の名簿に記載されず不採用となり、清算事業団職員となった後、平成二年三月三十一日までに再就職しなかったため同四月一日事業団から解雇された。

その後、国労と各地方本部が組合員のJR不採用を不当労働行為とし、JR各社を被申立人、Xらを含む組合員を申立対象者としてした救済命令申立に基づき、地労委乃至中労委で採用命令等が出されたが、右命令は、国鉄による名簿作成等の際の組合差別につきJRは労組法上使用者に当たらない等の理由により取消訴訟で取消され、最高裁でも同様の判断が下された(最一小判平成一五・一二・二二民集五七巻一 一三三三五頁及び労判八六四号五頁等。以下「一五年最判」)。

X及びその相続人が国鉄及び事業団を承継したYに対し、平成一四年一月から同一五年一二月、事業団による違法解雇等を理由に提訴し、同一六年五月、予備的請求として、国鉄がした名簿不記載によりXらは事業団に配属された等と主張し、不法行為に基づく逸失利益(JR職員としての賃金等相当額)及び慰謝料を求め訴えの追加的変更をしたのが本件である。

原審東京地判平成一七・九・一五(判時一九〇六号一〇頁)は、解雇を有効とし主位的請求を斥け、予備的請求につき、(採用辞退等を理由に棄却された五名に関する請求を除き)Xらの不記載を不法行為とした上、右不法行為に基づく賠償請求権の時効消滅

(民法七二四条前段)を、一五年最判時を起算点として否定した。

XY双方が控訴。

● 判旨

Yの控訴を一部認容。さらに五名に關する請求を棄却、六名の認容額を減額する他、原審同様、Yの不法行為を認めXら各人五〇〇万円の慰謝料(弁護士費用等を除く)を認容。

「消滅時効の起算点について検討するにあたっては、まず、本件において賠償が認められる損害の内容を明らかにする必要がある」。Xらが、国鉄の不正な選考に基づく不記載により「採用の可能性が断られたことにつき、当該可能性侵害による精神的損害が賠償の対象になる」。不採用を招くという結果と切り離された、……名簿に記載されなかったことそれ自体による精神的損害について賠償すべきではない。「不記載により不採用という結果を制度上不可避的に招くからこそ、それにより慰謝料支払いの対象となるほどの精神的損害が生じる……。そうすると、損害発生を認識するにあたっては、……不記載により不採用という結果が確定してしまうことの認識が当然に必要となる」。救済命令が取消された以上、実体法上不記載時に不採用が確定していたが、労委等がJRの使用

者性を認めたこと等に照らし、右使用者性は一義的に導かれ得なかった。「そうすると、結果的に名簿不記載の時点で不採用の結果が確定していたことになるとしても、Xらにおいて当然にその旨を認識し得たときまではいい難い」。XらがJR採用を求める取消訴訟を進行しつつ不採用を前提にYに賠償請求することは、「相矛盾する態度を指摘されるなどして、最大の目的であるJR採用を求める取消訴訟において、国労ひいてはXらに不利益を与えておそれがある」、救済命令取消に備えた中断措置をXらに期待できなかった。一五年最判で「命令の取消が確定するまでは、Xらが、Yに対する損害賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度に損害及び加害者を知っていたとはいいい難い」。

XらはJR職員としての賃金等を請求するが、Xらが希望したJR各社は希望者が基本計画上の要員数を上回り、国鉄での勤務成績が正当に評価されたとしてもXら全員が記載されたとは認められず、加害行為と不採用の相当因果関係を認めえない。しかし、「Xらには希望するJRに採用される相当程度の可能性はなおあった……、本件では、不正な選考に基づく……不記載により、そのような可能性が断られた……採用の可能性が侵害された

ことについて、Xらはその精神的損害の賠償を求め」うる。Yは、判例上期待権侵害が認められる類型は限られるとするが、名簿記載の有無は、長年従事してきた地元の鉄道業務に引続き従事できるか否かのようにXらの人生設計等に直接影響し、保護法益は重大といえること等から、本件では賠償が認められる。

● 研究

一 従来の裁判例

同種訴訟の公表裁判例として①本件原審(弁護士費用等を除き各人慰謝料五〇〇万円)、②東京地判平成二〇・一・二三判句一六七七号二八頁(同右)、③東京地判平成二〇・三・一三(棄却)がある。

③は不正な評価及び不記載と不採用の因果関係を判断せず、消滅時効を理由に棄却する。それ故か、被侵害利益及び損害は専ら(不法行為の成立及び)右因果関係を仮定して論じられ、JR職員としての賃金等が財産的損害、昭和六二年四月以降JR勤務できないことによる精神的苦痛等が精神的損害とされる。対して、①②は右因果関係及び賃金等の賠償を否定するが、①は正当な評価を受ける機会又は採用等の期待権を、②は公平な取扱を受ける法的利益又は就職の機会を被侵害利

益とする。

次に起算点につき、③は前記因果関係を仮定し損害を考えるため、損害発生時を不採用時(昭和六二年四月一日)とする。対して、①②は一五年最判を起算点とするが理由は異なる。①は損害を不記載により採用の余地がなくなったことに伴う損害とし、それ故不採用確定(一五年最判)時を起算点とする。右時点で損害が生じたとの発想に馴染む。他方、②は不記載又は就職機会の喪失による精神的打撃を損害とし、右打撃による慰謝料は不採用等をも斟酌し定められるとして、自らの状況の認識も要求する。右打撃が累積的であるとの発想に馴染もう。

本判決は、採用可能性を被侵害利益、その侵害による精神的損害を賠償の対象とし、不採用という最終結果の確定により初めて賠償される損害が生じるとする。そして、不記載時を実体法上不採用確定時としつつ損害発生の認識につき右確定の認識を必要とし、一五年最判を起算点とする。①②いずれとも異なる。

二 被侵害利益及び損害について

1 因果関係が否定される場合
Yの加害行為と不採用の因果関係が否定されるとき被侵害利益たりうる期待権、機会は、従来医療過誤につき論

じられ、最高裁は最二小判平成一一・九・二二（以下「一二年判決」）以来、被侵害利益としての可能性を認める。可能性論は近時医療過誤外でも見られるが、いかなる場合に侵害され、いかなる損害が生じるか必ずしも明らかでない。

前者につき、少なくとも、死亡等の最終結果を伴わない可能性自体の侵害を理由とする賠償を認める裁判例は見られない。右賠償は全快した患者にも与えられかねない。後者については、最高裁が最終結果回避の客観的可能性による裏付けを前提とすることから、最終結果に関連付けられた損害も考えられる。だが、可能性侵害事案では、生命身体のような高次の法益の外延としての、救命可能性等に伴う医師への信頼が実際の保護法益だとも言え、その裏切りによる精神的損害を第一に考えることもできる。

よって、本判決のように可能性侵害による損害を第一に精神的損害とするとき、それは不採用確定により初めて生じうる。そして、損害発生自体につき右確定の認識を要するから、発生時は一五年最判時となる。

2 因果関係が肯定される場合

被侵害利益たるJR職員の状態の喪失による損害発生時は区別を要する。

逸失利益は、③判決も言うように、

不採用者に現に賃金支給がない以上不採用時に現実に生じる。一五年最判まで救済命令是認の可能性があったとしても、生じた損害がJRの命令履行により填補されたに過ぎない。

他方、地位喪失に伴う精神的損害は、離婚慰謝料が婚姻関係破綻の事実から生じる慰謝料と異質なのと同様、地位喪失が事実状態にあるときと法的に確定したときで質が異なる。従って、②判決のように、地位喪失確定（一五年最判）時に新たな損害が生じたと見るべきであろう。不採用時から時効進行することにより、因果関係が否定されるときに比し被害者保護に欠けるという不均衡も生じない。

以上から、本件では逸失利益であれば昭和六二年四月一日、可能性侵害又は不採用確定による精神的損害であれば一五年最判時に発生したと言える。

三 起算点について

本件では、Xらは、逸失利益は賃金不払の事実、精神的損害はその性質から前記各時にその発生を現実に認識し、また、賠償義務者の人物は明白である。しかし、「損害及び加害者を知った時」の解釈では起算点を被害者の主観的態度に係らしめた趣旨から、右の事実認識に加え被害者がそれらの不利益につき行為者の賠償義務を認識し

ているか、さらに請求権を事実上行使しえたかが問われる。

1 違法性の認識

本件ではJRを被申立人とし救済申立がされていたが、JRが労組法上責任を負うとしても、現実にバックペイや採用命令の履行による損害填補がない限り、Xらは国鉄等に対し権利行使しうる。そして、Xらも遅くとも平成四年一月頃には、不記載につき国鉄等が不法行為責任を負うことを一般人であれば認識しうる事実を認識していたと推認しうる。従って、右時点で、国鉄による不記載の違法性のXらにおける認識を認めうる。

2 請求権行使の事実上の可能性

しかし、Xらが、将来賃金の填補を求め国鉄等に対し賠償請求を提訴し、救済命令前に認容判決が確定した場合、採用に代わる将来の逸失利益の賠償が得られることを理由に救済利益が否定され、申立のうち採用を求むる部分が棄却される虞がある。仮に判決確定後採用命令がされたとしても、取消訴訟が提起されれば同様の理由から右部分が取消される虞がある。このときJR採用の途がXらに閉ざされる。命令後判決が確定した場合も同様である。本判決がYへの請求が取消訴訟でXらに不利益となる虞があるとすると、は右の意に解されよう。

本件での問題は賠償訴訟の判決が他の手続に与える影響如何である。

Yが援用する最一小判昭和四三・六・二七は、無権利者から土地買受後所有者Aから明渡請求を受け敗訴したBが登記官の過失を理由にした国賠請求につき、Bが代金相当額を求め提訴後三年経過して請求を拡張し、建物収去による損害の賠償を求めた部分に関する、救済の途（AB間訴訟）が残されているとしても損害を知りうるとし、最初の提訴時を起算点として時効消滅を認めた。右最判の事案では、賠償判決が先に確定しても、その後Bは例えばAとの和解により借地権を取得しえた。対して、本件では、賠償判決確定により他の救済（JR採用）の途が閉ざされかねなかった。だとすれば、他の救済の途があるときに不法行為に基づく請求権の行使を求むる右最判の立場は、本判決が言うように、本件では妥当しない。

以上より、本件では、国鉄の不法行為責任とJRの労組法上の責任が最終的に両立しない虞があり、JR採用を至上目的とするXらに、救済命令確定前の賠償請求を期待しえない。従って、Xらが、損害及び加害者を賠償請求が事実上可能な状況の下に知ったのは、一五年最判時と言うべきである。

四 可能性論の限界

1 可能性論の射程

本件では、公正な評価を経た不記載まで不法行為としないため、不公正な評価から不記載に至る過程全体を不法行為として捉える必要がある。このとき評価、不記載、不採用という因果系列を辿るが、不公正な評価と不記載の因果関係認定は容易でない。登載者数は要員数と同数とされ、JR北海道等では希望者数が要員数を大きく上回った。従って、不公正評価なくば不記載なしと直ちに言えない。それ故か、本判決は可能性侵害を認めるに止まる。

しかし、一二年判決は、生命維持は「人にとって最も基本的な利益であって、右の可能性は法によって保護されるべき利益である」ことを理由とする。本件でも同様に言える。

この点につき本判決はXらの人生設計等への影響を指摘する。少なくとも当時まで一般的だった終身雇用制の下では、長年従事してきた職を離れることを強いられることは、人として存立するための基本的利益たる労働者としての安定した収入や環境を終生奪われることを意味するとも言える。その限りで、労働者たる地位の維持は人にとって最も基本的な利益と言え、本件でも可能性侵害を認め得よう。

2 因果関係推定の是非

水野教授は、義務違反により因果関係証明が不能となり、義務設定規範の目的に照らし当該規範が回避しようとする危険が現に生じたとき、因果関係を推認することが規範の趣旨に適合する。だが、義務違反により右証明が不能となり、規範が回避しようとする危険が現に生じる点は、可能性侵害事案でも同様である。右見解の前提には最終結果も差当たり行為者に負わせるべきとの判断がある。

第一に、迷走神経反射に続く心停止をもたらし抽象的危険（血圧不明）を防止する血圧測定義務の違反と右機序の因果関係を認定した最三小判平成八・一・二三では、先行行為（麻酔剤注入）による危険（迷走神経反射）の医師による制御の可否が問題となった。他方、一二年判決では、患者自身が有する危険（不安定狭心症）の制御が問題となり、損害を直接もたらしうる危険が加害者、被害者いずれに由来するかが両事案で異なった。それ故、後者では可能性侵害を認めるに止まったとも言える。本件では、Xらにつき公正な評価がされず不採用となる危険を国鉄が制御しえなかったが問題となる。右危険は国鉄に由来し、それ故その実現（JR職員の仕事の喪失）による損害を差当たり国鉄に負わせよう。

第二に、右危険は不公正な評価という国鉄の作為に由来するとも見うる。このとき、公正な評価（適法な手続）を経てXらは不採用であったとのYの主張は適法行為選択の抗弁となる。改革法が手続保障による法益保障を企図する限り、Yの主張に沿う判断を設立委員に代わり裁判所がすることは手続保障の観点から許されない。このとき、不採用との因果関係は推定を超え認定されるべきであろう。

五 おわりに

可能性侵害等による慰謝料額が低額との批判があるが、従来、右侵害を認める医療過誤（死亡）事案で認容額が概ね六〇〇万円以下であることに照らし、一概に低額と言えない。但し、前述のように財産損害乃至それに準ずる損害の賠償を認める余地は残る（民法二四八条の活用が考えられる）。

- (1) 東京地裁平成一六年(ワ)第二五三
五七号。LEX/DB文献番号二五四一
〇五三。
- (2) 民集五四卷七号五七八頁。
- (3) 最三小判平成一五・一一・一一判タ
一一四〇号八六頁等参照。
- (4) 最一小判平成一七・一二・八判タ一
二〇二号二五九頁の多数意見は、拘留所で
脳梗塞を発症し、治療の適応があった時点
では治療を開始しえなかったXにつき可能
性侵害を否定する。
- (5) 水野謙「国労組合員のJR不採用問

題における因果関係論について」労旬一七
〇八号(二〇〇九年)一九頁参照。

- (6) 医療過誤裁判例では慰謝料しか認め
られていない。
- (7) 最二小判昭和四六・七・二三民集二
五卷四号八〇五頁。
- (8) 最三小判平成一四・一・二九民集五
六卷一〇二八頁参照。
- (9) 大判昭和一二・六・三〇民集一六卷
一二八五頁参照。
- (10) 最二小判昭和四八・一一・一六民集
二七卷一〇号一三七四頁参照。
- (11) 末川博「不法行為による損害賠償請
求権の時効」『権利侵害と権利の濫用』(岩
波書店・一九七〇年)六四一頁以下及び内
池慶四郎「不法行為による損害賠償請求権
の時効起算点」法学研究四四卷三三(一九
七一年)一一九頁以下参照。
- (12) 松久三彦「消滅時効」山田卓夫編
『新現代損害賠償法講座1』(日本評論社・
一九九七年)二六三頁参照。
- (13) ③判決によれば、この時まで一部
組合員が不記載に関する事業団の不法行為
責任に言及する等していた。
- (14) 最一小判昭和四四・一一・二七民集
二三卷一一号二二六五頁参照。
- (15) 訴務月報一四卷九号一〇〇三頁。
- (16) 水野・前掲一三頁以下。
- (17) 民集五〇卷一〇一頁。
- (18) 水野・前掲一六頁参照。
- (19) Vgl. Deutsch, Allgemeines
Haftungsrecht, Rz. 193.
- (20) 小宮文人「判批」判時一九二五号
(二〇〇六年)二〇二頁。

(はやし・せいじ) 小樽商科大学准教授

